

令和七年三月十七日（月曜日）午前十一時零分 開議

議事日程第七号

令和七年三月十七日（月曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第一 | 議第三十四号 | 令和七年度山形県一般会計予算 |
| 第二 | 議第三十五号 | 令和七年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第三 | 議第三十六号 | 令和七年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第四 | 議第三十七号 | 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第五 | 議第三十八号 | 令和七年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第六 | 議第三十九号 | 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第七 | 議第四十号 | 令和七年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第八 | 議第四十一号 | 令和七年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第九 | 議第四十二号 | 令和七年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第十 | 議第四十三号 | 令和七年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第十一 | 議第四十四号 | 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第十二 | 議第四十五号 | 令和七年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第十三 | 議第四十六号 | 令和七年度山形県電気事業会計予算 |
| 第十四 | 議第四十七号 | 令和七年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第十五 | 議第四十八号 | 令和七年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第十六 | 議第四十九号 | 令和七年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第十七 | 議第五十号 | 令和七年度山形県病院事業会計予算 |
| 第十八 | 議第五十一号 | 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第十九 | 議第五十二号 | 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十 | 議第五十三号 | 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十一 | 議第五十四号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第二十二 | 議第五十五号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十三 | 議第五十六号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十四 | 議第五十七号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十五 | 議第五十八号 | 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について |
| 第二十六 | 議第五十九号 | 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十七 | 議第六十号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十八 | 議第六十一号 | 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十九 | 議第六十二号 | 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十 | 議第六十三号 | 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第三十一 | 議第六十四号 | 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十二 | 議第六十五号 | 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十三 | 議第六十六号 | 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十四 | 議第六十七号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十五 | 議第六十八号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十六 | 議第六十九号 | 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十七 | 議第七十号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十八 | 議第七十一号 | 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十九 | 議第七十二号 | 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第四十 | 議第七十三号 | 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 第四十一 | 議第七十四号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について |

- 第四十二 議第七十五号 一般国道百十二号山形中山道路工事用地の処分について
第四十三 議第七十六号 包括外部監査契約の締結について
第四十四 請願
第四十五 議第七十八号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第七号）
第四十六 議第七十九号 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第四号）
第四十七 議第八十号 山形県副知事の選任について
第四十八 議第八十一号 山形県教育長の任命について
第四十九 議第八十二号 山形県監査委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程第七号に同じ。

出席議員（四十二名）

- | | | | | | |
|-----|---|-----|---|-----|----|
| 一 | 番 | 石 | 川 | 渉 | 議員 |
| 二 | 番 | 佐 | 藤 | 寿 | 議員 |
| 三 | 番 | 齋 | 藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 四 | 番 | 橋 | 本 | 彩子 | 議員 |
| 五 | 番 | 松 | 井 | 愛 | 議員 |
| 六 | 番 | 石 | 川 | 正志 | 議員 |
| 七 | 番 | 阿 | 部 | 恭平 | 議員 |
| 八 | 番 | 鈴 | 木 | 学 | 議員 |
| 九 | 番 | 伊 | 藤 | 香織 | 議員 |
| 十 | 番 | 石 | 塚 | 慶 | 議員 |
| 十一 | 番 | 関 | | 徹 | 議員 |
| 十二 | 番 | 江 | 口 | 暢子 | 議員 |
| 十三 | 番 | 阿 | 部 | ひとみ | 議員 |
| 十四 | 番 | 梅 | 津 | 庸成 | 議員 |
| 十五 | 番 | 高 | 橋 | 弓嗣 | 議員 |
| 十六 | 番 | 佐 | 藤 | 文一 | 議員 |
| 十七 | 番 | 相 | 田 | 日出夫 | 議員 |
| 十八 | 番 | 佐 | 藤 | 正胤 | 議員 |
| 十九 | 番 | 遠 | 藤 | 寛明 | 議員 |
| 二十 | 番 | 相 | 田 | 光昭 | 議員 |
| 二十一 | 番 | 遠 | 藤 | 和典 | 議員 |
| 二十二 | 番 | 菊 | 池 | 文昭 | 議員 |
| 二十三 | 番 | 今 | 野 | 美奈子 | 議員 |
| 二十四 | 番 | 高 | 橋 | 淳 | 議員 |
| 二十五 | 番 | 青 | 木 | 彰榮 | 議員 |
| 二十六 | 番 | 梶 | 原 | 宗明 | 議員 |
| 二十七 | 番 | 五十嵐 | 智 | 洋 | 議員 |
| 二十八 | 番 | 能 | 登 | 淳一 | 議員 |
| 二十九 | 番 | 柴 | 田 | 正人 | 議員 |
| 三十 | 番 | 洪 | 間 | 佳寿美 | 議員 |
| 三十一 | 番 | 矢 | 吹 | 栄修 | 議員 |
| 三十二 | 番 | 小 | 松 | 伸也 | 議員 |
| 三十三 | 番 | 吉 | 村 | 和武 | 議員 |
| 三十四 | 番 | 高 | 橋 | 啓介 | 議員 |
| 三十五 | 番 | 木 | 村 | 忠三 | 議員 |
| 三十六 | 番 | 加 | 賀 | 正和 | 議員 |
| 三十七 | 番 | 森 | 谷 | 仙一郎 | 議員 |

三十八番 榎 津 博 士 議員
四十 番 伊 藤 重 成 議員
四十一番 船 山 現 人 議員
四十二番 田 澤 伸 一 議員
四十三番 森 田 廣 議員
欠 席 議 員（一名）
三十九番 奥 山 誠 治 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	平 山 雅 之 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部技術統括監（兼）次長	工 藤 哲 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十一時 零分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（森田 廣議員） 日程に先立ち、報告があります。

知事より、三月十四日付をもって今期定例会に追加提案する議案がお手元に配付のとおり送付になりましたので、報告いたします。

〔参 照〕

財 第 210 号
令和7年3月14日

山形県議会議長
森 田 廣 殿

山形県知事
吉 村 美栄子

令和7年2月県議会定例会議案等の送付について

令和7年2月県議会定例会に追加して付議する下記の議案及び説明書を、別添のとおり送付します。

記

- (議案) 1 令和7年2月県議会定例会議案(追加)
(説明書) 1 令和7年2月県議会定例会追加議案知事説明要旨

日程第一議第三十四号議案から日程第四十四請願まで
(各常任委員長報告)

○議長(森田 廣議員) これより日程に入ります。

日程第一議第三十四号令和七年度山形県一般会計予算から、日程第四十四請願までの四十四案件を一括議題に供します。

これら案件に対する審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

文教公安常任委員長阿部ひとみ議員。

○文教公安常任委員長(阿部ひとみ議員) 文教公安常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第三十四号中本委員会所管分、議第五十五号中本委員会所管分及び議第七十号から議第七十四号までの七議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「GIGAスクール構想における一人一台端末の更新に向けた共同調達の状況について。また、デジタル機器の普及に関連する子供の視力低下への対策が必要と考えるがどうか」「災害警備活動高度化推進事業費による今後の装備資機材の整備計画及び災害警備活動の実施方針について」「不登校の児童生徒数の現状について。また、令和七年度から新たにに取り組むメタバースを活用した不登校の児童生徒への支援及びフリースクール等の利用料を経済的困難を抱えた世帯に補助する市町村に対する支援に係る県の考え方について」「いわゆる生活道路の法定速度を時速三十キロメートルに制限する令和八年九月施行予定の改正道路交通法施行令に係る県民の交通の安全を確保するための県警察の取組方針について」「SNSに起因する児童生徒の犯罪被害の状況について。また、犯罪被害を防ぐための県警察及び県教育委員会の取組について」「令和七年度における夜間中学の設置検討に係る県の取組について」「社会の変化に対応した県立高校の在り方を検討するために設置した『県立高校の将来の在り方検討委員会』における検討結果について」「育児休業等取得に伴う代替教員の確保に向けては教員免許を持ちながら教育現場で働いていないペーパーティーチャーの掘り起こしが必要と考えるがどうか。また、教員確保における現状と課題について」「犯罪の手法が多様化する中、県警察において令和七年度に新たに設置される統括戦略官の役割について」「県立高校における県外からの入学希望者の志願状況及び入学希望者を増やすための取組内容について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました七議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願一件の審査結果について申し上げます。

請願一三号については、なお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長(森田 廣議員) 厚生環境常任委員長遠藤和典議員。

○厚生環境常任委員長(遠藤和典議員) 厚生環境常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第三十四号中本委員会所管分、議第三十七号、議第三十八号、議第五十号、議第五十五号中本委員会所管分及び議第六十号から議第六十七号までの十三議案並びに請願二件であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「県立病院総合医療情報システム更新事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて。また、更新により期待される業務負担の軽減等の効果について」「『美しいやまがたの海』クリ

ーンアップ運動として海岸清掃活動を行うボランティア団体の活動状況について。また、海岸漂着ごみを減らすための県民に対する啓発の取組について」「様々な事情により家庭での養育が困難な子供の里親やファミリーホームへの委託の推進に向けた今後の取組方針について。また、県内におけるファミリーホームの運営状況及び社会的養育において果たす役割について」「地域主導による小水力発電の導入に向けた取組状況及び県内における稼働状況について」「困難な問題を抱える女性への支援機関である山形県女性相談支援センターの相談実績について。また、高い専門性を有する相談支援員の専任化について」「介護現場の生産性向上をDXの活用により推進する山形県介護生産性向上総合支援センターの事業内容及び認知度向上に向けた取組について。また、県立病院におけるロボット等を活用した業務自動化の取組状況について」「山形県子育て基本条例の改正における子供や若者からの意見聴取の実施状況について」「燃料費や食材料費等の高騰による影響の軽減を目的に医療機関等を対象に支給する支援金の算定の考え方について。また、今後の制度設計に当たっては医療機関等が県の考え方について理解を深めるための機会の確保が重要と考えるがどうか」「国民健康保険における市町村間の保険料水準の平準化を進めていく中で納付金負担が上昇する市町村への負担軽減策について。また、医療費の適正化等につながる市町村の取組を後押しするための支援策について」「保育所等への実地検査を通じた保育士の就労環境の把握状況について。また、就労環境の改善に当たってはマネジメント研修等による施設管理者への啓発の取組が重要と考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました十三議案のうち、議第六十五号については賛成多数をもって、他の十二議案については全員異議なく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願二件を審査した結果、請願二三号については不採択とすべきものと、請願二四号については願意妥当と認め採択すべきものと、それぞれ決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願三件の審査結果について申し上げます。

請願一一号については不採択とすべきものと、請願一六号及び請願二二号については紹介議員を通して取下げの申出がありましたのでこれを承認すべきものと、それぞれ決定いたしました。

以上をもって厚生環境常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 農林水産常任委員長梅津庸成議員。

○農林水産常任委員長（梅津庸成議員） 農林水産常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第三十四号中本委員会所管分及び議第四十一号から議第四十三号までの四議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「農業における外国人材受入トライアル事業の令和六年度の実施状況及び令和七年度の取組内容について。また、外国人材を受け入れる生産者への支援について」「有害鳥獣による農作物被害防止に向けた電気柵設置や捕獲活動への支援等の今後の対策について。また、被害に係るワンストップ相談窓口の体制構築に向けた検討状況はどうか」「今後五年間で一万トンの増産方針を決定したつや姫におけるブランドの維持及び生産の目安を踏まえた生産拡大の方法について」「県内におけるスイカの生産状況及び市場から高品質と評価されている要因について。また、産地で取り組んでいる『すいか農学校』のような後継者育成及び技術継承の取組に対する県の関わりについて」「県漁業監視調査船『月峯』の活動状況について。また、新しい漁業監視調査船の建造に係る費用及び導入見込み時期について」「やまがたフルーツ百五十周年事業の実施に当たっては、単なるPRとするのではなく百五十年の次の展開も見据えた取組としていくべきと考えるがどうか」「米、パン及びパスタの市場価格の動向について。また、米の価格の周知に当たっては、農業関係団体だけでなく行政機関である県が積極的にPRしていくことが効果的と考えるがどうか」「県産米の輸出に係る輸出量の目標及び輸出先について。また、輸出プロモーションを行う上では、備蓄米が放出されているような現在の状況を踏まえ県民の理解を得ながら取り組んでいくべきと考えるがどうか」「令和六年七月二十五日から的大雨による農業被害に対する支援の充実強化を求める意見書を提出すべきと考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました四議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会は、令和六年七月二十五日から的大雨による農業被害に対する支援に当たり、次のことを執行部に

対する要望事項として取りまとめることを全員異議なく決定したので、その内容を申し上げます。

「令和六年七月二十五日からの大雨により被害を受けた農業者が希望を持って営農を継続できるよう、被災した農業者のニーズに応じた支援策を講じること」「災害復旧が次期作付に間に合わない農業者に対する支援を強化すること」「被災した農業者の復旧に必要な技術的支援を行うこと」「災害により収入が減少することのないように、逸失利益への補填がなされるなどの新しい保険や制度を創設するよう国に求めること」以上について強く要望するものであります。

以上をもって農林水産常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 商工労働観光常任委員長相田光照議員。

○商工労働観光常任委員長（相田光照議員） 商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第三十四号中本委員会所管分、議第三十九号及び議第四十号の三議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「地域食材の有効活用を目指し新たな流通の実証に取り組む地域課題解決型ビジネス創出事業の詳細について。また、仕組みの構築に当たっては、食材の販売方法など様々な点に留意する必要があると考えるがどうか」「脱炭素化を加速させるため、二酸化炭素排出量の報告義務のない中小事業者に対し排出量が可視化されるよう支援を行う必要があると考えるがどうか。また、脱炭素化による企業価値の向上に向けた今後の取組内容について」「博物館活動整備事業において本県のフルーツ百五十周年に併せて開催する企画展の詳細について」「企業誘致の効果をより詳細に把握するため、誘致企業に対し若者の雇用状況や給与水準等についての報告を求めることが有効と考えるがどうか」「ヤマガタリアルメタバース研究所の運営状況について。また、XR・クロスリアリティを活用したビジネスの創出に向けた取組について」「文化財の保存と活用を通して地域コミュニティの活性化を図る『未来に伝える山形の宝』登録制度の今後の取組について」「外航クルーズ船の誘致については関係自治体等と連携し、その効果が地域経済に広く波及するような戦略的な受入れを展開すべきと考えるがどうか」「県産日本酒の輸出展開の現状及び課題について。また、令和七年度に実施予定の海外プロモーションの内容及び関係機関との連携状況について」「アクセシブル・ツーリズムを推進していくためには障がい者を含め全ての旅行者を受け入れるための意識醸成が重要と考えるが、今後の啓発活動の実施方針について。また、福祉部門との連携も必要と考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました三議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 建設常任委員長遠藤寛明議員。

○建設常任委員長（遠藤寛明議員） 建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第三十四号中本委員会所管分、議第四十四号から議第四十九号まで、議第五十五号中本委員会所管分、議第六十八号、議第六十九号及び議第七十五号の十一議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「人材不足にある建設業界の女性技術者の確保に向けた本県の取組状況について。また、女性技術者の活躍及び定着の促進に当たっては、民間団体のネットワークを活用した上でさらなる取組の強化が必要と考えるがどうか」「企業局の水力発電所に由来する電力を小売電気事業者が県内の一般家庭等へ供給する事業の枠組みについて」「特定都市河川への指定に伴う石子沢川流域の今後の浸水被害対策に対する地域住民及び自治体の理解の進捗度について。また、大旦川流域の指定等に向けたロードマップの詳細及び特定都市河川制度の活用により得られるメリットについて」「交差点の隅切り部を排雪するスキリスミキリ制度の今後の対応方針について。また、冬期の安全な交通確保に向けては除雪事業者や道路の維持修繕事業者との連携が必要と考えるがどうか」「日本海沿岸東北自動車道等の県内における工事の進捗状況及び開通の見通しについて」「企業局におけるカーボンニュートラルに向けた取組の状況について」「広域水道における水道管の老朽化及び耐震化の現状について。また、漏水調査等の実施に当たっては、調査時間及び人件費等を削減するため人工衛星の活用による調査など最新技

術の導入を検討すべきと考えるがどうか」「災害時において孤立する可能性が高い集落の把握状況について。また、孤立集落の発生防止に向けた道路の防災対策について」「道路空間DX事業の一環として先般公開された道路等の三次元点群データの詳細及び今後のデータの活用方針について」「電気事業会計予算における水力発電料金収入の積算の考え方について」「本県における防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策関連予算の確保状況について。また、政府による国土強靱化実施中期計画の策定に向けた本県の対応について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました十一議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって建設常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 総務常任委員長五十嵐智洋議員。

○総務常任委員長（五十嵐智洋議員） 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第三十四号中本委員会所管分、議第三十五号、議第三十六号、議第五十一号から議第五十四号まで、議第五十六号から議第五十九号まで及び議第七十六号の十二議案並びに請願二件であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「災害時に備えた食料、飲料水及び簡易トイレ等の物資の備蓄状況について。また、被災地においてはトイレが不足することが多いため、簡易トイレ等を十分に備蓄しておくべきと考えるがどうか」「庄内地域においては他地域と同様に暖房に要する経費が必要であるが、寒冷地手当を支給しない地域とする人事委員会の考え方について」「山形鉄道株式会社におけるネットバンキング不正送金被害の状況及び鉄道運行への影響について」「庄内空港における国際チャーター便の受入れに向けた国際線ターミナル施設整備の今後の見通しについて」「移住者に対する県の支援内容について。また、移住者を増やしていくには他自治体の例を参考に、より訴求力のある支援内容にしていくべきと考えるがどうか」「物価上昇が進む中、令和七年度当初予算の編成に当たって留意した点について。また、県税収入の今後の見通しについて」「『県民まんなか』みらい共創事業の概要及び知事と若者の地域創生ミーティング等のこれまでの事業との違いについて。また、県民の声を県の施策に反映させる方法について」「社会保障関係費等の義務的経費が増加し続ける中、今後大規模な事業を実施するに当たっては財源や事業の効果に十分に留意し、必要に応じて見直しを行っていくべきと考えるがどうか」「県有財産の維持管理費の削減に向けた取組及びその効果について」「大雨災害等による被災者の迅速な住居の再建のため、地域特有の事情を考慮した被害の認定が可能になるよう災害時の住居の被害認定基準の見直しを求める意見書を提出すべきと考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました十二議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願二件を審査した結果、請願二五号及び請願二六号の二件については、いずれも願意妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願一件の審査結果について申し上げます。

請願二一号については、紹介議員を通して取下げの申出がありましたのでこれを承認すべきものと決定いたしました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって各常任委員長の報告は終わりました。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

十一番関徹議員。

○十一番（関 徹議員） 日本共産党県議団を代表して、議第六十五号及び請願一一号並びに二三号に関する委員長報告に反対の討論を行います。

議第六十五号は、現在市町村が県国保に納める納付金に市町村ごとの医療費水準が医療費指数反映係数によって算定されているところ、係数を令和十一年度まで段階的にゼロに近づけていく、すなわち医療費水準を反映させない算式に変えるものとなっています。

医療費水準の反映をやめれば、住民の健康の向上で医療費水準を低減させるとされている保健予防活動の後退が危惧されますし、納付金水準統一の先に企図される保険料水準の統一は、収納率向上のインセンティブもなくすことか

ら、その取組の後退も予測されます。国保広域化の際の反対討論で指摘した広域化の問題点の具体化であります。

全国の都道府県を見ると、納付金ベースの保険料統一について、十二年度以降としているのが八都県、方針を打ち出していない府県が十あり、益のないことを急ぐべきではありません。

以上のことから、条例案を可決とする委員長報告に反対します。

請願一―号は、表題のとおり、戦没者の遺骨が残る沖縄本島南部の土砂を採取することをやめるように求める意見書を本議会に求めるものです。

沖縄では、戦後八十年経過しようとする今日なお、二千六百十三人の遺骨が未収骨、すなわち山野に放置されたままになっています。犠牲者を直接知る御遺族も年々亡くなられる中、政府には、遺骨収集事業を抜本的に強化することこそ強く求められています。

ところが政府は、最大の激戦地として多くの遺骨が眠る沖縄本島南部地域の土砂を採取し、あろうことか米軍辺野古新基地建設の埋立てに使用しようとしているのであります。

所管委員会では、遺骨が混じる可能性のある表土は埋立てに使われないという意見がありましたが、表土を剥がして岩石の部分を使うという採石業者の主張を代弁するものです。しかし、長年沖縄戦没者の遺骨収集に取り組んできた具志堅隆松氏は、採取される琉球石灰岩の地下には無数の空洞があり、そこに籠もった、あるいは逃げ込んだ兵士や住民が米軍の攻撃で、また自決して人知れず遺骨となっていることを紹介。採石作業で地下空間の天井部分が崩落し、遺骨があるとわからないまま採取されてしまうことを訴えています。遺骨と分けて土砂を取るという主張は非現実的なものです。沖縄県議会がこの土砂採取に反対の決議を上げているように、沖縄県民はこのような計画を断固拒否しています。

沖縄戦の最低限の反省の表明の一つである遺骨収集事業をないがしろにしたまま遺骨の混じった土砂を米軍新基地建設に使うことは、まさに人倫にもとる行為であり、平和の礎に八百六十六名の犠牲者の名を刻む本県としても絶対に容認し難いと考えことから、本請願の不採択に反対するものです。

請願二三号は、選択的夫婦別姓導入を求める意見書を政府に送付することを求めるものですが、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合が主に女性に強いられていること、夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけであることを指摘、国連女性差別撤廃委員会から差別的規定として繰り返し勧告が行われていることも紹介しています。

委員会審査で、夫婦同姓を維持したほうがよいと考える人が二七%、夫婦同氏を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を導入したほうがよいと考える人が四二・二%あったとする内閣府調査を論拠に請願に反対する意見がありましたが、日本女性法律家協会が、この調査は通称使用と別姓導入が一般にはわかりにくい上、通称使用がダブルネームとなり、かつ社会的管理コストや戸籍上の氏の空疎化などが説明されておらず、変革よりは改善を求めやすいという一般的な心理傾向を利用して誘導されたのではないかと厳しい批判を行っているように、大変問題のある調査であったことを直視すべきです。

また、他の世論調査の細部を取り上げて世論の動向が不明確だとする意見もありましたが、継続的に行われている調査の多くで選択的夫婦別姓を認める意見が増加を続け、今や多数を占めるに至っていることは誰の目にも明らかです。

夫婦の氏の在り方は、憲法上の人権の一つとして国が強制してはならず、個人が決められるようにすべきであるという国民の認識の発展であります。

以上のことから、不採択とする委員長報告に反対し、採択を強く主張するものです。

以上、三件についての討論とします。

○議長（森田 廣議員） 二十番相田光照議員。

○二十番（相田光照議員） 自民党会派を代表して、請願一―号及び請願二三号について、厚生環境常任委員長の報告に賛成の立場から討論を行います。

初めに、請願一―号についての意見を述べさせていただきます。

さきの大戦における沖縄戦では、多くの方々が犠牲となり、本県出身者八百六十七名の貴い命も失われました。本県では、糸満市に「山形の塔」を建立し、例年十一月に慰霊祭を開催し、その鎮魂に努めています。沖縄での戦没者については、法律により国の責務の下、遺骨収集の推進がなされ、平成二十八年度から令和六年度までを遺骨収集施策の集中実施期間としていたものを、さらに五年延長し、令和十一年度まで推進・実施していきます。しかし、直近の遺骨の収集状況は非常に少なく、願意のとおり国によるさらなる推進を求める必要があると思われます。

他方、土砂の採取については、状況が変化しています。

我々自民党県議会の有志は、土砂の採掘や遺骨の収集についての見識を深めるため、令和四年三月に沖縄県に伺いました。沖縄県議会議員や防衛省沖縄防衛局名護防衛事務所の所長・次長、調達部次長との意見交換もさせていただ

きました。沖縄南部の土砂を使わず北部や奄美大島の土砂の利用に切り替えていること、既に採掘されている土砂を使う場合、表層に遺骨が混入している可能性のある土砂は使用せず、より深い下層部分を使用すること、沖縄県内の土砂で賄うだけでなく、西日本各地から土砂運搬が必要になることなど、改めて理解したところです。つまり、遺骨が混入している土砂は使用しないという認識です。

本県とも関わりがある沖縄戦だからこそ、あまたの貴い命が奪われた事実、私は目を背けることなく、遺族の元に帰ることのない遺骨があることを十分に理解した上で、風化させることなく、未来に向け我が国の平和保持に生かす必要があると思っています。

そして、沖縄県内での土砂調達に関しては、沖縄県が国と連携し、しっかりと対応の検討を行うべきと考えることから、委員長報告に賛成といたします。

続いて、請願二三号、選択的夫婦別姓制度導入について意見を述べさせていただきます。

家族を愛し、地域を守り、日本国に誇りを持つ。これは、私の議員として、山形県人としての矜持です。家族がいるから多くの方々の負託に応えられると思っています。

選択的夫婦別姓制度は、日本の家族制度そのものを根底から揺るがす懸念があります。夫婦が別姓になったとしても家族の絆や家族の一体感はなくならないと思われる方々もおられるようです。しかし、そんなに簡単に解決できる問題なのでしょうか。もちろん、家族の絆は氏姓、名字だけに支えられているわけではありません。愛情や信頼、思いやりといった精神的な要素が当然必要です。とはいえ、そうした目に見えない要素は時に揺らぐこともあります。そのとき、同一である氏姓が目に見える制度として家族の一体感や家族の絆を支える役割を果たしてきたのではないのでしょうか。

その一方、選択的夫婦別姓を望んでいる方々が多くいるような調査もあるのも事実です。反対に、異なった視点での調査では、同姓を維持しながら通称使用を法律でしっかり認めること、これに賛同しているという結果が出ている調査があるのも事実です。

ここで、こんな意見もあるでしょう。通称使用については、ダブルネームになるという問題、通称使用が拡大した場合の社会的管理コストや戸籍上の氏の空疎化の問題。だからこそ、このような問題を解決するために、通称使用を拡大すべくしっかりと法制化するべきだと私は考えています。

そして、最大の問題点は、議論の中に子供からの視点が極めて少ないということです。

当然のことですが、日本には、唯一無二であり世界に冠たる戸籍制度があります。家族とは、家・氏姓によって結ばれたつながり・共同体のことであり、夫婦のみならず子供たちも家族構成の一員です。令和四年内閣府の調査では、「夫婦別姓が子供にとって好ましくない影響がある」と答えた方が六九%、令和七年一月の産経新聞では、二千人の小・中学生を対象に夫婦別姓についての調査を行いました。四九・四%が反対であり、一五・四%の児童生徒が「よくわからない」と答えています。子供たちにとって、この制度がどのようなことを意味するのか、これは、我々大人がしっかりと伝えなければなりません。

選択的夫婦別姓制度の下で別姓を選択した夫婦の子供は、母親か父親、どちらかの親と別姓になります。夫婦は互いの合意の下で別姓を選択するという権利を行使するにしても、生まれてくる子供にとっては、一方の親との別姓を強制されることにほかなりません。この制度を導入する人たちは、結婚による改姓を同姓強制だと批判しますが、私は、選択的夫婦別姓は強制的親子別姓を意味するものだと思っています。

選択的別姓制度の下で同姓を選択した夫婦でも、それぞれが単なる個人の名称だという意識が定着していけば、家族が一つの集団であるという意識は希薄になっていくことが予想されます。家族共通の姓（かばね）がなくなれば、当然、家族の絆が弱まることは十分に考えられるのです。

これが選択的夫婦別姓制度を導入し起こり得る問題だと指摘をさせていただき、請願一一号及び請願二三号に対する厚生環境常任委員長の報告に賛成の立場での討論といたします。

○議長（森田 廣議員） 二十五番青木彰榮議員。

○二十五番（青木彰榮議員） 県政クラブを代表し、請願一一号を不採択とする厚生環境常任委員長の報告に反対の立場から討論をいたします。

当該請願は、沖縄辺野古新基地建設のために使われる埋立て用土砂について、激しい沖縄戦が行われた南部地域からの土砂には戦没者の遺骨が含まれる可能性があることから、人道的観点から南部地域の土砂を使用しないようにすることを求める趣旨の内容であります。

本件は、提出者が辺野古新基地の建設に反対する請願ではありません。

請願文中にもあるように、沖縄戦では山形県の同胞八百六十七人が貴い命を失いました。南部地域には慰霊碑「山形の塔」も存在します。この南部地域には、今も多くの遺骨が眠っており、畏敬の念をもって対応することを求めることは十分に理解できることであります。

昨年、県政クラブで「山形の塔」の慰霊と併せ防衛省沖縄防衛局の職員との意見交換を行う機会があり、辺野古基地建設を担当する防衛局職員からは、職員も含め誰も遺骨が含まれた土砂を使うことを望んでおらず、施工業者に対しても南部地域の遺骨が含まれる土砂が運ばれることのないよう徹底させている旨の話がありました。この請願は、こうした行政当局の努力と同じ方向性上にあるものであり、その取組を後押しすることにもなります。

沖縄南部にある豊見城の地下ごうで、大田寛海軍中將は、県民は最初から最後まで勤労奉仕や物資の節約を強いられ、御奉公をするのだという一念を胸に抱きながら、ついに報われることもなくこの戦闘の最後を迎えてしまったと悔いながら、「沖縄県民かく戦えり 県民に対し後世特別の御高配を賜らんことを」と最後の電報を打ち、自決されました。

山形県議会としても、沖縄の戦塵に散り、戦禍に倒れた英霊に御霊の安らかなれと最大限の敬意を払い、大田中將が中央に伝えた沖縄県民への特別の高配を求める思いを大事にしながら本請願にも向き合うべきではないかと、ただただ思うのであります。

繰り返しますが、本請願は辺野古新基地の整備に反対するものではありません。人道的配慮を重んじ、英霊への敬意を示す品格ある県議会の姿勢をより高い視点に立って示すべきと考えます。

よって、議員各位の御賛同を心からお願い申し上げ、本請願不採択の厚生環境常任委員長の報告に反対の立場からの討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案について採決いたします。

初めに、議第六十五号山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第六十五号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（森田 廣議員） 起立多数であります。よって、議第六十五号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決いたしました一議案を除く四十二議案について採決いたします。

お諮りいたします。議第三十四号から議第六十四号まで及び議第六十六号から議第七十六号までの四十二議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、これら四十二議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決いたします。

初めに、請願一一号について採決いたします。

請願一一号に対する厚生環境常任委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。請願一一号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（森田 廣議員） 起立多数であります。よって、請願一一号は厚生環境常任委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、請願二三号について採決いたします。

請願二三号に対する厚生環境常任委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。請願二三号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（森田 廣議員） 起立多数であります。よって、請願二三号は厚生環境常任委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました請願二件を除く請願七件について採決いたします。

お諮りいたします。請願一三号、請願一六号、請願二一号、請願二二号及び請願二四号から請願二六号までの請願七件については、いずれも関係常任委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、これら請願七件はいずれも関係常任委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和 7 年 2 月定例会

区分	番号	受理 年 月日	関係 委員 会	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	措置
請願	23	7. 2. 13	厚生 環境	国に対し「選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書」の提出を求める請願書	山形市松山三丁目 14 番 60 号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	石川（渉）、 関	不採択	
〃	24	7. 2. 17	〃	「山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」で議論されている「基本構想」への意見反映について	寒河江市元町 1－17－5 地域医療の充実を求める西村山地区県民の会 会長 三坂 賢一	橋本、 阿部（恭）、 楳津	採択	知事 送付
〃	25	7. 2. 19	総務	日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について	山形市鉄砲町 2 丁目 6 番 39 号 山形再生会議 理事長 峯田豊太郎	石塚、 相田（光）、 遠藤（和）、 柴田、 洪間	採択	意見 書提 出
〃	26	〃	〃	国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願	鶴岡市水沢字行司免 43－13 沖縄に応答する会@山形 代表 漆山ひとみ	石川（渉）、 関	採択	意見 書提 出

付託委員会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	2	2			
厚 生 環 境	2	1	1		
計	4	3	1		

継続審査請願審査結果一覧表

令和 7 年 2 月定例会

区分	番号	受理 年 月日	関係 委員 会	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	措置
請願	11	5. 12. 4	厚生 環境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免 43－13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山ひとみ	青木、 高橋（啓）	不採択	

〃	13	6. 2. 20	文教 公安	夜間中学の開設について	福島県福島市南沢又字 曲堀東 8-6 夜間中学校開設を進める会 代表 武田 徹	吉村、 高橋（啓）、 木村	継続審査	
〃	16	6. 6. 11	厚生 環境	医療機関・介護施設 へのさらなる支援の 拡充と、ケア労働者 の勤務環境と処遇の 改善を求める意見書 の提出について	山形市青田南 6 番 28 号 山形県医療労働組合連 合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、 松井、江口、 梅津、青木、 吉村、 高橋（啓）	撤回	
〃	21	6. 12. 3	総務	国民の命を守るため に早急に日米地位協 定の抜本的改定を求 める意見書の提出に ついて	鶴岡市水沢字行司免 43 -13 沖縄に応答する会@山 形 代表 漆山ひとみ	石川（渉）、 関	撤回	
〃	22	〃	厚生 環境	「山形県立河北病院 と寒河江市立病院の 統合再編・新病院整 備に関する協議会」 で議論されている 「基本構想」への意 見反映について	寒河江市元町 1-17- 5 地域医療の充実を求め る西村山地区県民の会 会長 三坂 賢一	橋本、吉村、 高橋（啓）、 木村	撤回	

付託委員会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	1				1
文 教 公 安	1			1	
厚 生 環 境	3		1		2
計	5		1	1	3

日程第四十五議第七十八号議案から日程第四十九議
第八十二号議案まで

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第四十五議第七十八号令和六年度山形県一般会計補正予算第七号から日程第四十九議第八十二号山形県監査委員の選任についてまでの五案件を一括議題に供します。

〔参 照〕

議第 78 号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）

議第 79 号 令和 6 年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第 4 号）

議第 80 号 山形県副知事の選任について

議第 81 号 山形県教育長の任命について

議第 82 号 山形県監査委員の選任について

（以上の 5 議案は本誌巻末に収録）

○議長（森田 廣議員） 知事より提出案件についての説明を求めます。吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 本日追加提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

提案いたしました議案は、令和六年度山形県一般会計補正予算第七号など五件であります。

令和六年度一般会計及び港湾整備事業特別会計の補正予算につきましては、公共事業等の年度内執行に向けて鋭意努力してきたところでありますが、諸般の事情から年度内に支出の終わらない見込みのある経費について、翌年度に繰越して使用するための繰越明許費を提案するものであります。

この額は、一般会計三百二億四百九十七万八千円、港湾整備事業特別会計六千三百二十七万一千円となり、九月定例会、十二月定例会及び今定例会で先に御可決いただいた繰越明許費と合わせますと、一般会計の繰越明許費の累計額は一千百六十五億六千五百十四万六千円、一般会計と特別会計を合わせた繰越明許費の累計額は一千百七十億五千八百八十四万七千円となります。

繰越事業につきましては、引き続き新年度予算とともに円滑な執行に努めてまいります。

次に、山形県副知事の選任につきましては、平山雅之副知事の辞任に伴いその後任として提案の者を適任と認め御同意をお願いするものであります。

山形県教育長の任命につきましては、高橋広樹教育長の任期満了に伴いその後任として提案の者を適任と認め御同意をお願いするものであります。

山形県監査委員の選任につきましては、松田義彦委員の任期満了に伴いその後任として提案の者を適任と認め御同意をお願いするものであります。

以上が今回提案いたしました議案の概要であります。内容の詳細につきましては、議事の進行に従いまして関係部課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（森田 廣議員） 知事の説明は終わりました。

議第七十八号議案及び議第七十九号議案

（関係常任委員会付託）

○議長（森田 廣議員） この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、議第七十八号及び議第七十九号の二案件については、審査の都合上質疑を省略、直ちに所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、これら二案件については質疑を省略、直ちに所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

〔参 照〕

常 任 委 員 会 付 託 表

（令和7年2月定例会）

委員会名	件 名
文教公安	議第 78 号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第7号）中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1 追加中 第9款警察費、第10款教育費ただし第6項及び第7項を除く、第11款災害復旧費第3項
厚生環境	議第 78 号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第7号）中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1 追加中 第3款民生費、第4款衛生費2変更中 第4款衛生費
農林水産	議第 78 号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第7号）中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1 追加中 第6款農林水産業費、第10款教育費第6項、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部 2 変更中 第6款農林水産業費
商工労働 観 光	議第 78 号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第7号）中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1 追加中 第7款商工費、第10款教育費第7項

建 設	議第 78 号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）中 1 第 1 条第 1 表 繰越明許費補正 1 追加中 第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費ただし第 1 項、第 2 項の一部及び第 3 項を除く 2 変更中 第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費 議第 79 号 令和 6 年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
-----	---

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、関係常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 五十八分 散 会